委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事	●市区町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県		
3. 市区町村名	三芳町		
4. 届出番号	4		
5. 独自利用事務の事例番号	108-1		
	https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/town/yakuba/2017-0404-1651-13.html		

執行機関名 三芳町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		三芳町個人番号の利用等に関する条例別表第1 第5の項 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年三芳町条例第22 号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	神障害有福祉に関する伝律(昭和二十五年伝律第日二十二号)、児童福祉伝 (昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する 法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊 厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福 が出ービスに係る給付、地域化活支援事業その他の支援を終合的に行い	192号、高齢有の医療の確保に関する条例施行規則(以下「規則」という。)で定める社心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(以下「規則」という。)で定める社会保険を共加しては、
⑦独自利用事務の関連規範		三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年三芳町条例第22 号)